

アイハウス・ボランティアバンク設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、財団法人 大阪国際交流センター（以下「センター」という）が大阪を中心とした関西一円において、市民レベルの自発的国際交流活動を促すことにより、市民一人ひとりの国際感覚の醸成とホスピタリティの向上を図ることを目的に、アイハウス・ボランティアバンクを設置し、運営するために必要な事項等を定めるものとする。

(ボランティアの種類及び活動内容)

第 2 条 アイハウス・ボランティアバンクに登録するボランティア（以下「登録ボランティア」という）の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) ホームステイ・ホームビジット
- (2) 通訳
- (3) 翻訳
- (4) 技術・技能
 - ア 日本語指導
 - イ 日本文化紹介
 - ウ 外国語絵本読み聞かせ
- (5) 一般業務
- (6) 地球市民トークプラザ

2 登録するボランティアの種類は複数可とする。

3 登録ボランティアの具体的な活動内容は、別表のとおりとする。

(活動の範囲)

第 3 条 登録ボランティアの活動の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) センターが主催・共催する各種事業
- (2) 大阪市および公共・公益団体等からの依頼事業であってセンターがふさわしいと認められたもの

(アイハウス・ボランティアバンクへの依頼方法)

第 4 条 アイハウス・ボランティアバンクへ活動を依頼する者（団体）（以下「依頼者」という）は、原則として活動希望日の 2 ヶ月前までに「ボランティア活動依頼申込書」により申し込むものとする。

(登録ボランティアへの依頼方法)

第 5 条 活動の依頼は、原則として、センターから送付する「ボランティア活動紹介」により募集し、センターが活動者を応募者の中から依頼内容等を考慮したうえで決定し活動を依頼するものとする。

(無報酬の原則)

第6条 ボランティアの活動は、自由意志に基づく無報酬による活動であり、活動に対する報酬は一切支給されない。

(活動に伴う費用の負担)

第7条 ボランティア活動に伴う費用については、センターと依頼者とが支給の有無を含め協議し、支給する場合は、依頼者(ただし、センター主催事業の場合はセンター)が実費の範囲内で負担する。

(ボランティア活動保険)

第8条 登録ボランティアについては、センターを加入者としてボランティア活動保険に加入する。但し、事故等の発生状況によっては保険が適応されない場合もある。

(登録期間)

第9条 登録期間は毎年4月1日～翌年3月31日までとする。ただし、年度途中の登録も可能とする。

(登録に関する事項)

第10条 ボランティア登録に際し、登録希望者は、センターと面談を行い、アイハウス・ボランティアバンク設置要綱及びその趣旨に従い活動することを確認し、登録ボランティアとしての自覚を促すため確認書を提出する。

- 2 登録しようとする者は、登録にかかる費用として、ボランティア活動保険料相当分を負担する。
- 3 登録を継続しようとする登録ボランティアは、年度末に所定の手続きを行わなければならない。

(登録事項の変更)

第11条 ボランティア登録後、登録事項に変更のある場合は、登録ボランティアの申し出により変更できる。その際、必要な書類がある場合、センターはその提出を求めることとする。

(登録の取り消し)

第12条 センターは、次の各号に掲げる場合、ボランティア登録を取り消すことができる。

- (1) 登録ボランティアより辞退の申し出があった場合
- (2) 登録ボランティアが死亡した場合
- (3) 登録ボランティアとしてセンターの信用を失墜する行為があった場合
- (4) 活動によって知り得た個人情報の漏洩など、登録ボランティアとして不適格と認められる行為があった場合

(個人情報取扱い)

第13条 センターは、アイハウス・ボランティアバンクの活動に関して知り得た個人情報について、「大阪国際交流センター 個人情報保護規定」及び「運用細則」を遵守し、個人情報保護ならびに責任ある業務遂行を実行する。

- 2 依頼者は、アイハウス・ボランティアバンクの活動に関して知り得た個人情報について、個人情報保護に関する法令・条例及び規範を遵守し、責任ある業務遂行を実施する。

(守秘義務)

第14条 登録ボランティア又は登録ボランティアであった者は、ボランティア活動によって知り得た秘密に属する事項を漏らし、又はボランティア活動以外の目的に使用してはならない。

(危険負担)

第15条 登録ボランティアが事故等によって被った損害について、ボランティア活動保険により補償されるものを除き、センターは賠償の責を負わない。

- 2 センターが依頼を受けた活動について、登録ボランティアによる内容不履行等の理由で依頼者が損害を被った場合、センターは賠償の責を負わない。

附 則

この設置要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この設置要綱は、平成19年4月1日から施行する。